

第27回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年11月20日  
 告示番号 第11号  
 会議年月日 令和2年11月25日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎市民センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第27回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午前10時6分

議	長	<p>本日の出席委員は23名であります。                  定足数に達しておりますので、第27回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、4番 千葉 綾雄 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に8番 松岡 千賀子 委員、9番 永畠 幸一 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議	長	<p>議案審議に入ります。</p> <p>「報告第62号 専決処分の報告について」を上程いたします。                  局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>報告第62号、専決処分の報告についてご説明をいたします。                  農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを</p>

報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年11月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第27号までの27件、27名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第62号」の説明を終わります。

質疑ございませんか。

21番  
畠山 潔 委員  
局 長

第8号の備考欄に持ち分102分の1と記載されています。共有地だと思うのですが、詳細をお聞きしたいと思います。

持ち分に対する相続についてのご質問ですが、この方は、上段の部分については1人の方が被相続人、その方が100%の持ち分を相続した分ということになりますし、下の欄については100%の持ち分ではなくて、102分の1という持ち分を持っていた分について相続をしたということになります。

以上です。

21番  
畠山 潔 委員  
局 長

被相続人は既に亡くなった方ですか。

はい、既に亡くなった方の持ち分の102分の1を今回、相続をされたということです。

21番  
畠山 潔 委員  
局 長

100人いるということではないのですか。

持ち分が102分の1なので、実際この土地の所有者が何人いるかについてはわからないところでございます。

21番  
畠山 潔 委員

102分の1ではなく、102分の101の手続きをしないと完璧な相続にならないということですか。

局 長	相続人が何人いるかわからないのですが、この方は102分の1を相続されたということしかこちらには届け出がないのでわからないということです。
21番 畠山 潔 委員 局 長	そうすると、それ以外の相続人がいるということですか。  それ以外の102分の101については、他の所有者の相続がされているのか、あるいはまだ相続されていないのかは今回の届け出の中ではわからないということです。
11番 石川 誠司 委員 局 長	ただいまの件ですけれども、例えば102人いて、そのうちの1人分の面積はどうやって、決めたのですか。 頭割ではないかと思うのですが。 一般的に言いますと、共有地というのは全体の所有ということですから、102分の1だからといって、この土地のうちの102分の1はここだという区分があるわけではなくて、あくまで共有地だという意味ですから、土地の境界が決まっていないというのが一般的だと思います。
議 長	持ち分だけが何分のいくらと決まっているということです。 ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議 長 議 長	それでは、次に進みます。 次に、「報告第63号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	報告第63号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。 このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第5号までの5件、5筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。 なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。 届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が3件、耕作の

議

長

利便性を図るための盛土が2件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第63号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議  
議

長  
長

なければ、報告第63号の質疑を終わります。

次に、「議案第202号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

議案第202号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件でございます。

第1号については、譲渡人と譲受人は義理の兄弟であり、譲受人は農家ではありませんが、住居に隣接した農地をこれまでも耕作管理しており、今回売買により取得しようとするものです。

売買金額は記載のとおりです。

なお、今回申請するに当たり、ジャガイモ、カボチャ、キュウリ等の作付け・管理計画を含む営農計画書を提出しております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第3号については、譲受人が自らの農地への通路を確保し、耕作の利便性を図るため隣接の農地を売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、花泉地域に係る申請5件でございます。

第4号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年11月30日までの10年間で、賃借料は記載のとおりです。

第5号及び第6号については、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

第7号については、譲受人は障がい者の就労継続支援を行っている社会福祉法人です。

申請農地は、当該法人の運営する施設の隣接地であり、これまでも野菜栽培等を行っていましたが、取り組みの拡充のため今回農地を取得することとしたものです。

なお、法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人であることが要件ですが、社会福祉法人は農地の権利移動の不許可の例外とされております。

売買金額は記載のとおりです。

第8号については、空き家バンクに登録された物件であり、譲受人は家屋、宅地、山林、畑等を一括して取得するものです。

現在は譲受人の夫が一関市内に単身赴任しておりますが、空き家を取得した後、年度内には市内に夫婦で移住する予定です。

農地の取得後は、自家用野菜の栽培を行う作付け・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

売買金額は、記載のとおりです。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第9号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第10号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第11号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第12号についても、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第13号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

第14号については、経営規模拡大のため原野と農地を交換するものです。

第15号については、貸付人が経営移譲年金を受給するため、借受人に使用貸借権を設定するものです。

貸借期間は、記載のとおり令和12年12月31日までの10年1ヶ月です。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

第16号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもの

で、売買金額は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第17号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。

第18号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの5年1ヶ月です。

以上18件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第202号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

9番  
永島 幸一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、一関地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年11月13日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 永島、齋藤委員、農地利用最適化推進委員 阿部委員、遠藤委員。事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

3番  
皆川 清喜 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

現地調査日は11月13日、午前9時より、現地調査員は私 皆川と農地利用最適化推進委員 佐藤委員、千葉委員、支所職員 後藤産業建設課主任、三浦主査でございます。

報告内容、第4号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長

ありがとうございました。

11番  
石川 誠司 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。  
大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和2年11月13日、午前9時より、現地調査員、  
農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員 小野寺 進 委員、  
小野寺 照夫 委員、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第9号から第12号について、別紙農地法第3条現地  
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました  
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな  
いことから問題ないと思われま。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

13番  
鈴木 初男 委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告書。

現地調査日、令和2年11月13日、午前9時より、農業委員 私  
鈴木、農地利用最適化推進委員 渡辺委員、菅原委員、支所職員  
渡辺産業建設課長補佐。

報告内容、第13号については、別紙農地法第3条現地調査書  
のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、い  
ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから  
問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番  
藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日は11月13日、午前9時より、農業委員 千葉委員、私 藤  
原、農地利用最適化推進委員 熊谷委員、支所産業建設課 畠山課  
長補佐、小原主任技師。

報告内容、第14号から第15号について、別紙農地法第3条現地  
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました  
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな  
いことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番  
遠藤 勝幸 委員

農地法第3条現地調査報告書、川崎地域。

現地調査日、令和2年11月13日、午前9時より、現地調査員、

農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、支所職員 坂本産業建設課長補佐。

報告内容、第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

10番

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

佐藤 和威治 委員

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日は11月12日、午後1時30分より、現地調査員は本員と農地利用最適化推進委員 伊藤委員、畠山委員、支所職員 佐藤産業建設課主事。

報告内容、第17号、第18号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないものと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

21番

以上で現地調査の結果報告を終わります。

畠山 潔 委員

審議願います。

15番についてお聞きします。

農業者年金の旧制度では、経営移譲年金は65歳までに手続きをすることで受給できると思っていたのですが、今回の申請理由で貸付人が88歳ということで、ほかにも受給条件があるのであれば教えていただきたいと思いま。

局 長

15番のご質問でございますけれども、経営移譲年金を受給するために、孫に農地を貸すということでございます。

21番

孫に貸すのはわかるのですが、その経営移譲年金受給、その要件を満たすのは65歳までに手続きすることで受給できるという内容ではなかったですか。

畠山 潔 委員

局 長

その点は、確認をする時間をいただき、後ほど回答したいと思いますので、申し訳ありませんが、よろしく願いま。

議 長

暫時休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時42分 再開)

議 議	長 長	再開いたします。 確認の上、回答申し上げます。 ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第202号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第202号」を可と決します。
局 長 補 佐		次に、「議案第203号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 議案第203号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。 最初に、一関地域に係る申請4件でございます。 第1号は、譲受人が宅地分譲4区画を整備するために転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。 第2号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。 第3号は、譲受人が住宅展示場を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 第4号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 次に、花泉地域に係る申請8件でございます。 第5号は、譲受人が自社の用に供する車両運搬通路、回転スベ

ース及び資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、「2種類の管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道にあり、概ね500m以内に2以上の医療施設が存在する農地」であることから、第3種農地と判断しました。

第6号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第7号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第8号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第9号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第10号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第11号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第12号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第13号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用に問題はないものと考えます。

第14号は、譲受人が通路及び資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請3件でございます。

第15号は、借受人が自社の用に供する大型トラック駐車場を整

議 長  
9 番  
永島 幸一 委員

備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第16号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第17号は、譲受人が自家用の物置及び駐車場を設置・整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、17件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第203号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとの現地調査についての結果の報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、一関地域の農地法第 5 条現地調査報告を行います。

現地調査日並びに現地調査員につきましては第 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はない。

第 2 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第 3 号、申請人が住宅展示場を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第 4 号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上であります。

議 長  
3 番  
皆川 清喜 委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第 5 条の現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員は第 3 条と同じでございますので割愛させ

ていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告します。

第5号、申請人が自社の用に供する車両運搬道路・回転スペース及び資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第6号から第12号までの7件は、いずれも申請人が太陽光発電設備を設置する計画の案件であります。

第6号につきましては金沢地区であります。

第7号も金沢地区であります。

第8号は永井地区であります。

第9号は油島地区、第10号につきましては日形地区、第11号は油島地区、第12号は涌津地区であり、いずれの案件も申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告いたします。

調査日、調査員は3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第13号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第14号、申請人が通路及び資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。

調査日が11月13日、午前9時30分より、調査員 農業委員 私千田、農地利用最適化推進委員が小野寺委員、渡邊委員、支所職員 熊谷産業建設課主査。

議 長

11番

石川 誠司 委員

議 長

24番

千田 幹雄 委員

		<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第15号、申請人が自社の用に供する大型トラック駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>第16号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われます。</p> <p>第17号、申請人が自家用物置及び駐車場を設置・整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われます。</p>
議	長	<p>以上であります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
10番		<p>第14号の関係で確認をさせていただきたいと思ひます。</p>
佐藤 和威治 委員		<p>隣接する3筆が状況図から見ると公衆用道路になっているのではないかと推察されるのですが、図面中では畑と表記されていますが、確認はなされたのでしょうか。</p>
局 長 補 佐		<p>お答えいたします。</p> <p>全て一関市の所有の道路でございますが、登記が完了していないようでございます。</p>
議	長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第203号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願ひます。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第203号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第204号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第204号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい</p>

て、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、千厩地域に係る1件でございます。

第1号は、令和2年8月18日付けで公共工事に伴う作業ヤード等として利用するために一時転用許可を受け工事に着手したものの、工事箇所の地盤が想定していたよりも軟弱であることが判明し、工事内容及び工期が変更となったため、転用期間の延長を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第204号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第204号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第204号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第205号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第205号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が7件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が1件、集団案件一括方式が5件、集団案件が2件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号、第4号の2件は、花泉地域に係る申請です。

第5号、第6号の2件は、東山地域に係る申請です。

第7号は、藤沢地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から第3号までの3件は、千厩地域に係る申請です。

第4号、第5号の2件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件です。

第1号、第2号の2件は、花泉地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第205号」の説明を終わります。

なお、賃借権設定第3号について 18番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

10番  
佐藤 和威治 委員

確認ですが、農地中間管理機構との貸借第2号、亡くなられた方ほか1名で法定相続人という表記になっておりますが、2人とも亡くなられているということですね。

局 長 補 佐

ご指摘のとおり、お二人とも亡くなっているケースでございます。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第205号 一関市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定第3号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第205号」を賃借権設定第3号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第205号」賃借権設定第3号を審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午前11時08分 退室)

議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第205号」賃借権設定第3号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第205号」賃借権設定第3号を可と決します。 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午前11時09分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第205号」賃借権設定第3号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第206号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第206号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。 第1号は、花泉地域に係る申請です。 以上、申請の内容については記載のとおりです。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第206号」の説明を終わります。 なお、18番 佐藤 多賀幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたします。 佐藤 多賀幸 委員は退室願います。 (午前11時11分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第206号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第206号」を可と決します。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は入室願います。</p> <p>(午前11時12分 入室)</p>
議 長	<p>佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第206号」は可と決しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第207号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>議案第207号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は一関地域に係る3件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>なお、第3号につきましては、筆界未定地でしたが、周辺一帯が山林化しており、筆界を確定させるための測量、関係者の立ち合いによる杭の復元は終了しています。</p> <p>境界確定の登記と地目変更の登記を同時申請したいことから、登記地目が「田」となっている3筆について適用外申請があったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で「議案第207号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。</p> <p>一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。</p>
9 番 永 嶋 幸 一 委 員	<p>一関地域の農地法適用外現地調査報告を行います。</p> <p>調査日、調査員に関しては第3条と同じでございますので割愛</p>

させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、平成2年ごろから倉庫用地として利用しており、現在は更地となっているが、既に農地性は失われております。

第2号、昭和60年ごろから農業用施設の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、昭和48年ごろに観光施設を整備したけれども、昭和60年ごろから放置し山林化しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第207号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第207号」を可と決します。

議 長

先ほどの保留としていたものの回答を願います。

議 長

先ほど保留としておりました、議案第202号の第15号についてご説明いたします。

貸付人ではありますが、これまで息子さんを借受人として経営移譲をし、年金を受給されておりましたが、息子さんが年金を受給するにあたり、借受人ではいられなくなったため、一旦貸付人に土地を返却し、改めてお孫さんに経営移譲することということでございます。

議 長

よろしゅうございますか。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第27回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(午前11時18分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員